

りそな企業年金研究所

企業年金ノート

目次

【本題】 確定給付企業年金制度の平成22年度財政決算結果について	……………P1
【コラム】 規約型確定給付企業年金制度における会社合併時の行政対応②	……………P6

確定給付企業年金制度の平成22年度財政決算結果について

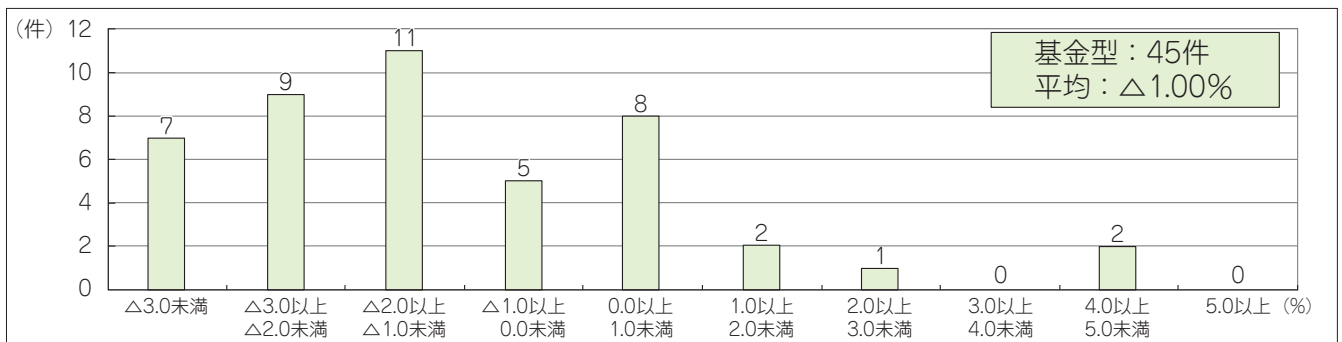
1. はじめに

今月号では、確定給付企業年金制度（以下、「DB制度」と言います。）の財政決算結果を集計し、資産運用利回りおよび積立比率等の分布状況ならびに過去の推移について解説いたします。なお、基金型DB制度については、平成23年3月末決算を、規約型DB制度については、平成22年9月末決算、平成22年12月末決算、平成23年3月末決算および平成23年6月末決算を対象に集計しております。

2. 資産運用利回りについて

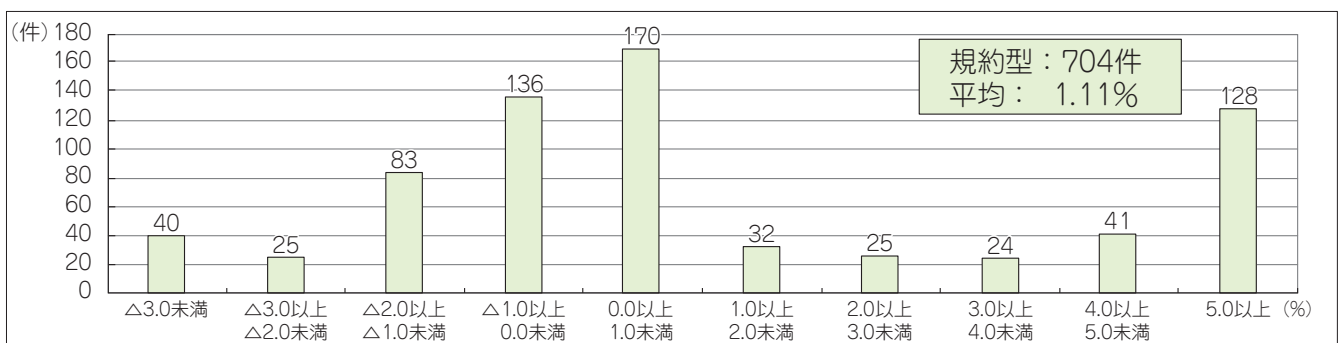
資産運用利回り（運用報酬控除後の時価ベース利回り）の分布状況は、＜図1-①＞および＜図1-②＞の通りです。運用利回りの平均は、基金型DB制度で△1.00%、規約型DB制度で1.11%（DB制度へ移行後初回の決算先を除くと1.30%）となり、全体の40%を超える制度においてマイナスの利回りとなりました。財政上は、資産運用利回りから業務委託費分を控除した利回りが予定利率に達すれば利差損は発生しませんが、多くの制度においてこれを満たすことができず、利差損が発生しています。特に基金型DB制度では、予定利率が比較的高く設定されており、運用利回りもより低くなっていることから、規約型DB制度に比べて利差損が大きくなっています。予定利率の分布状況は＜図2-①＞および＜図2-②＞の通りです。

＜図1-①＞基金型DB制度における資産運用利回りの分布状況（平成23年3月末決算）



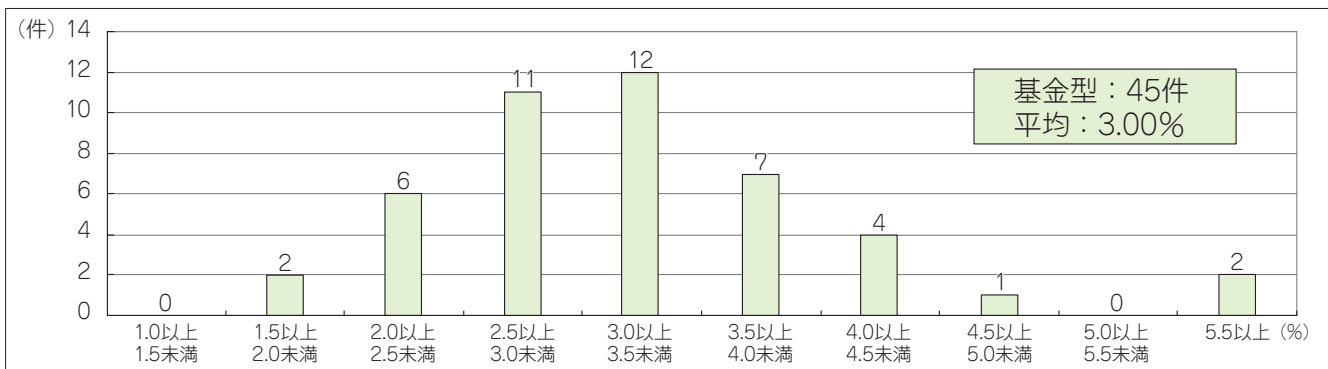
＜図1-②＞規約型DB制度における資産運用利回りの分布状況

（平成22年9月末決算、平成22年12月末決算、平成23年3月末決算、平成23年6月末決算）

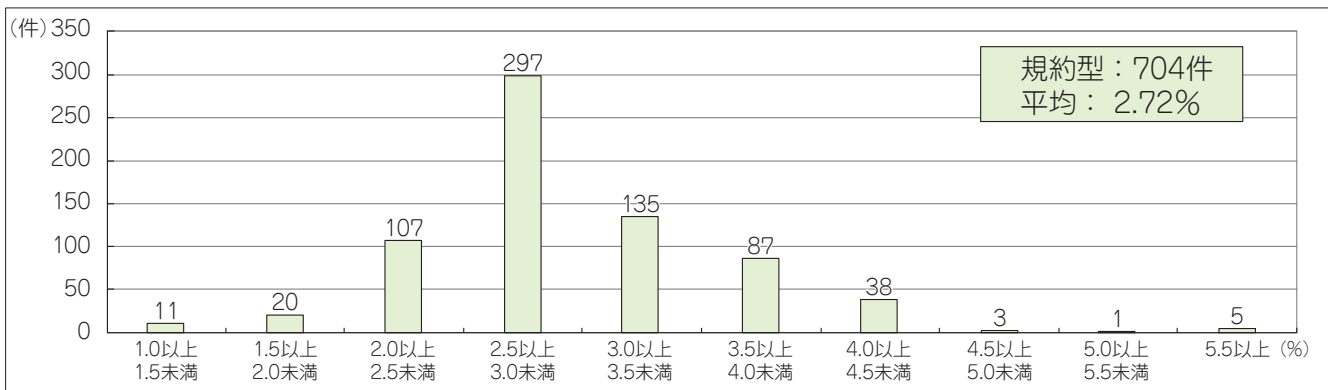


（注）初回決算の場合には、決算期間は必ずしも1年間とは限りません。初回決算先を除いた規約型DB制度の時価ベース利回りの平均は1.30%です。

＜図2－①＞基金型DB制度における予定利率の分布状況（平成23年3月末決算）



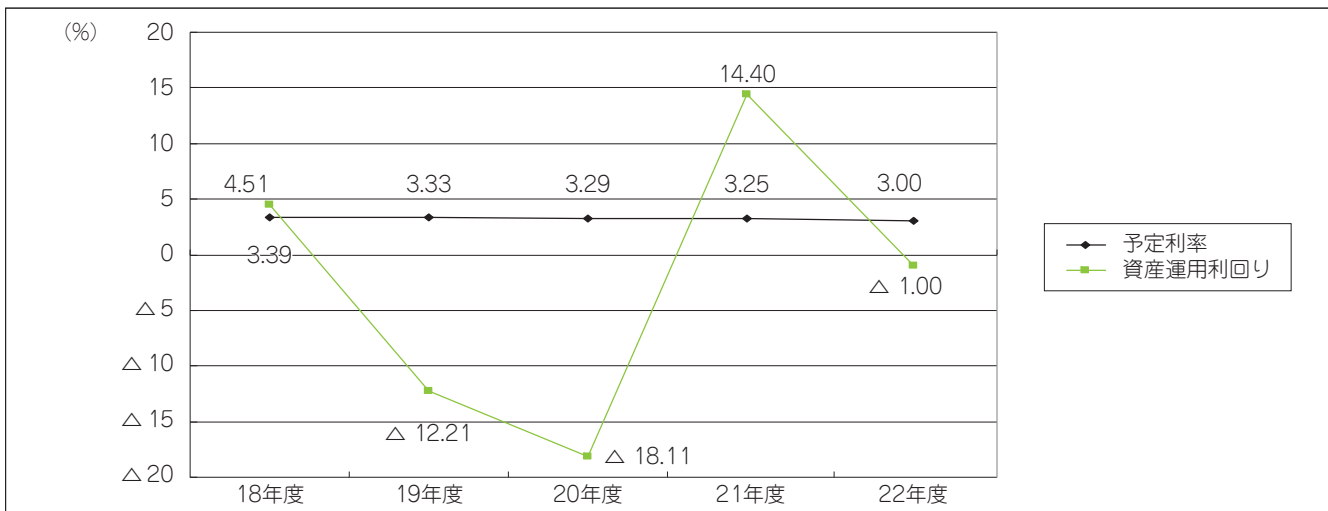
＜図2－②＞規約型DB制度における予定利率の分布状況
（平成22年9月末決算、平成22年12月末決算、平成23年3月末決算、平成23年6月末決算）



平成22年度を含めた直近5年間における運用利回りおよび継続基準の予定利率の平均値の推移は、＜図3－①＞および＜図3－②＞のとおりです。平成19年度のサブプライムローン問題、平成20年度のリーマンショックに象徴される運用環境の著しい変化の影響を受けて、平成19年度、平成20年度の運用利回りは2年連続で大きく落ち込みました。

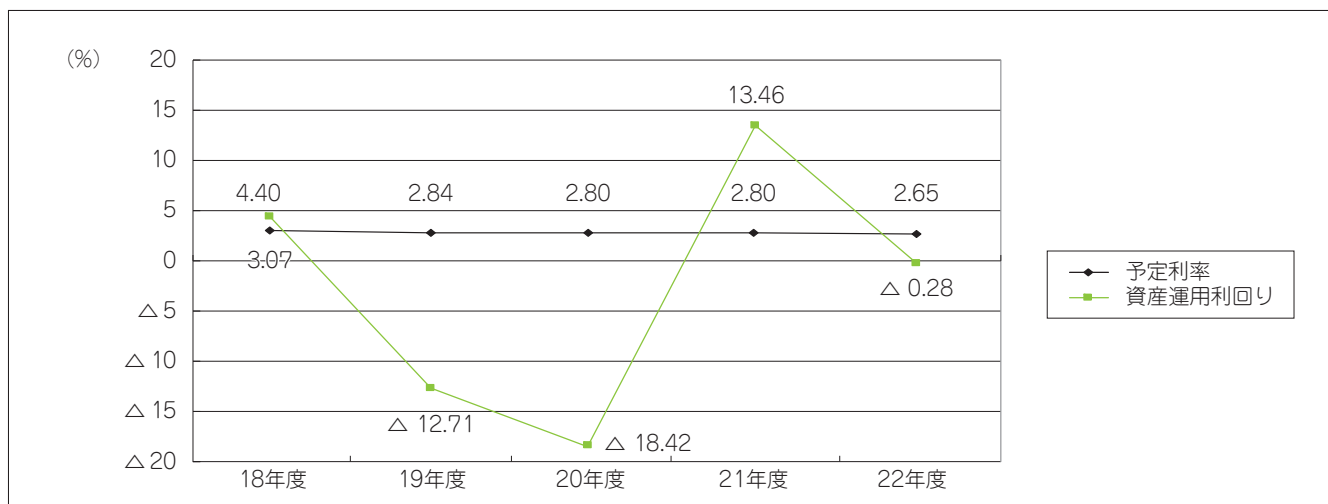
継続基準の予定利率についても、財政運営の安定志向の高まりを受け、低い予定利率での制度発足や、より低い利率への制度変更等が続いているため、予定利率の平均は低下傾向にあります。

＜図3－①＞基金型DB制度における運用利回りと予定利率の推移



(注) 3月末決算先のみを対象に集計しております。

＜図3－②＞規約型DB制度における運用利回りと予定利率の推移



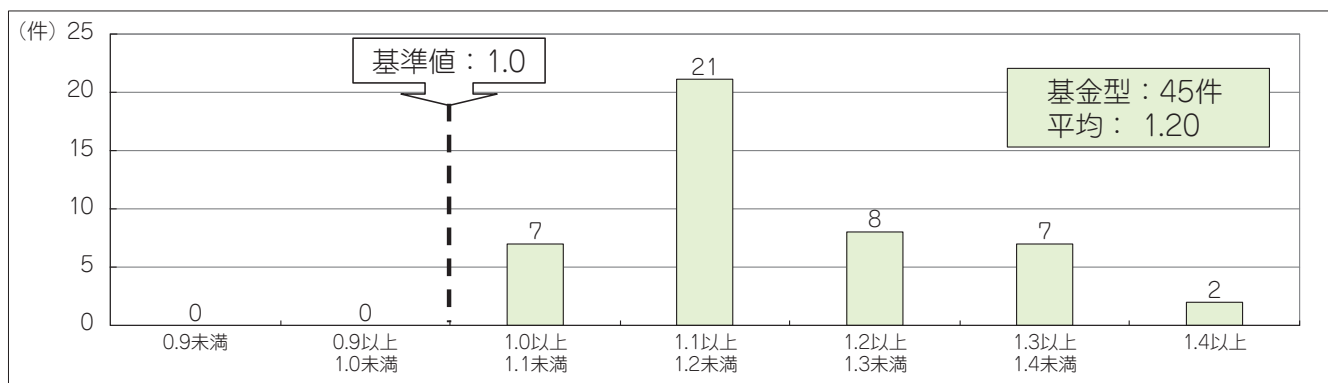
(注) 3月末決算先のみを対象に集計しております。

3. 継続基準の積立比率について

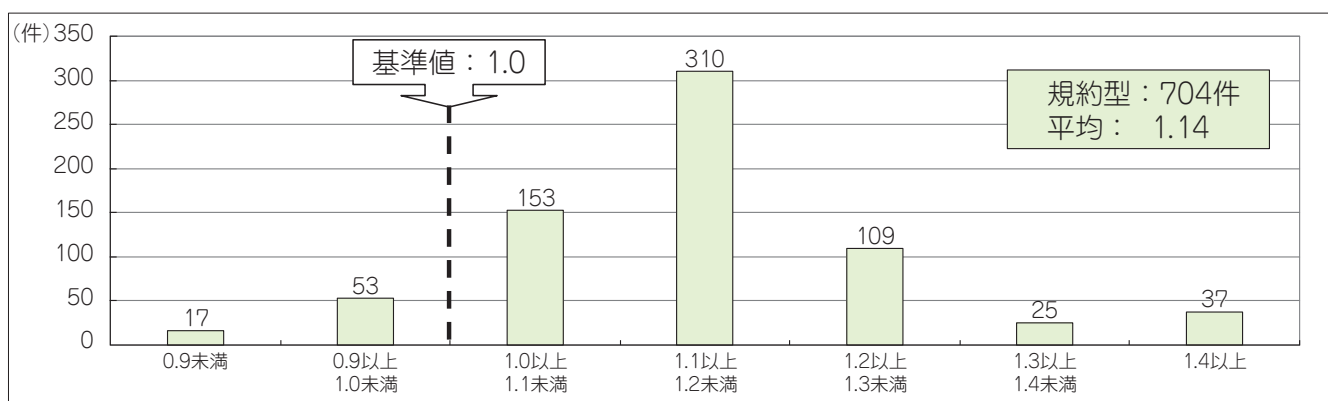
＜図4－①＞および＜図4－②＞は、継続基準の積立比率（＝（数理上資産額＋許容繰越不足金）÷責任準備金）の分布状況です。積立比率が1.0を下回っている場合、掛金の再計算が必要となります。上記2.で述べたとおり、運用環境の悪化から利差損が発生し、当年度不足金を計上した制度が多数発生しました。結果的に、多くの制度では、不足金（＝責任準備金－数理上資産額）が許容繰越不足金を下回っていたため、掛金の再計算は不要と判定されたものの、全体の約9.3%の制度については掛金の再計算が必要と判定されました。今年度において掛金の再計算が不要と判断された制度においても、今後不足金が増加すれば、来年度以降に掛金の引き上げが必要となる場合があります。

平成22年度を含めた直近5年間における継続基準の積立比率の推移は、＜図5－①＞および＜図5－②＞の通りです。

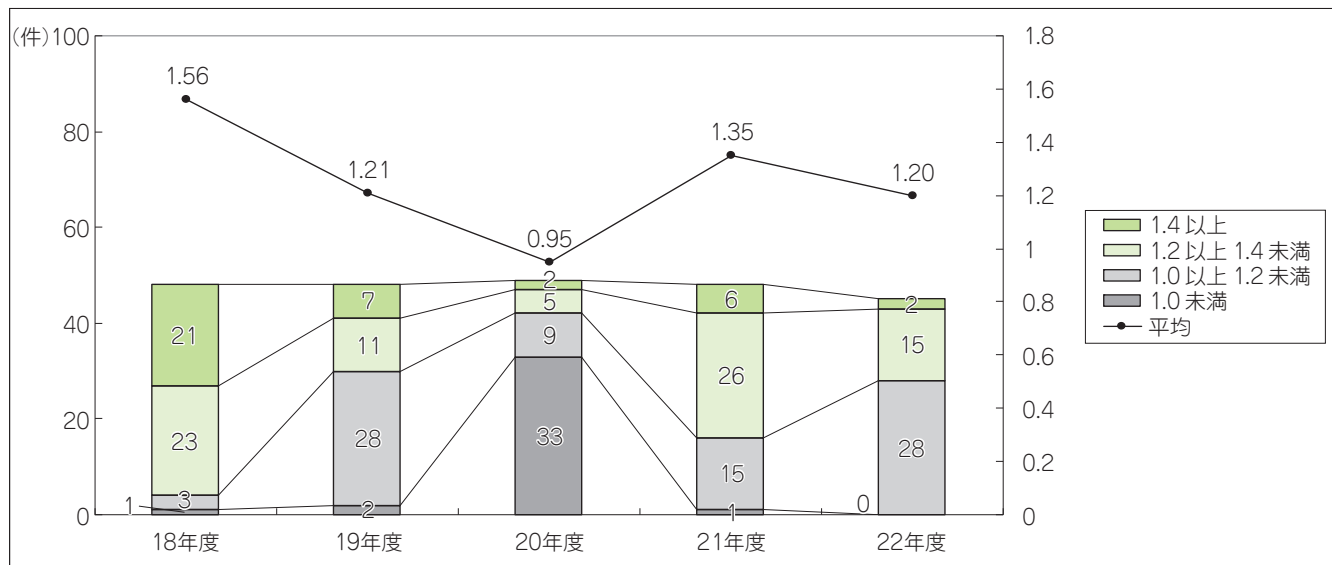
＜図4－①＞基金型DB制度における継続基準の積立水準の分布状況（平成23年3月末決算）



＜図4－②＞規約型DB制度における継続基準の積立水準の分布状況
（平成22年9月末決算、平成22年12月末決算、平成23年3月末決算、平成23年6月末決算）

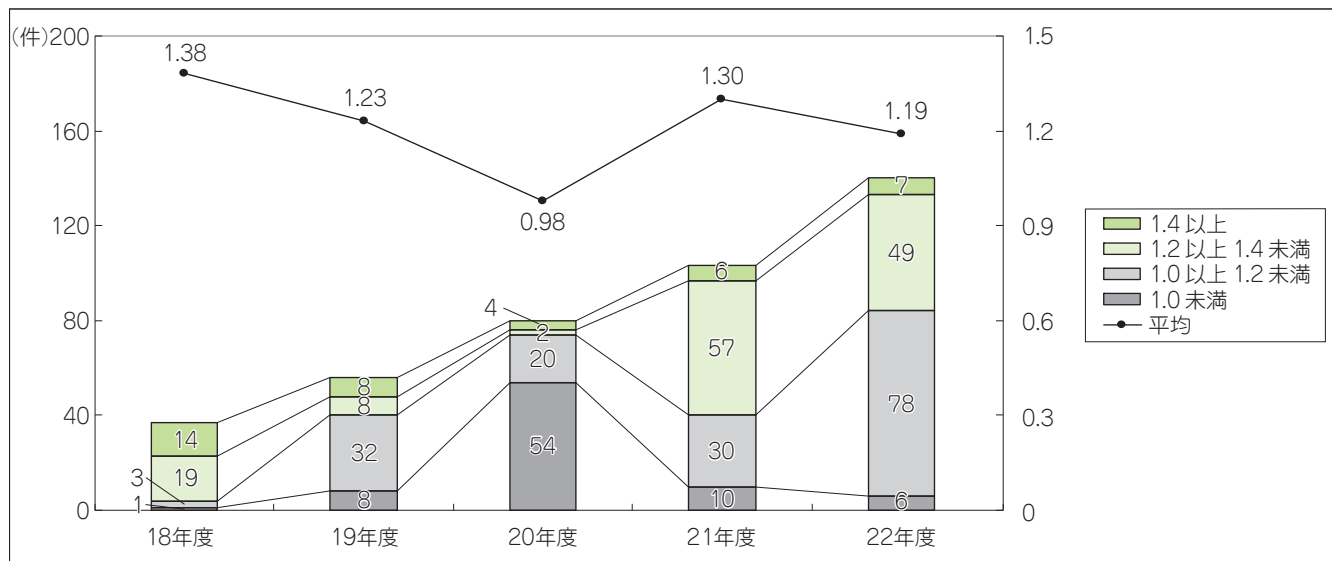


<図5-①>基金型DB制度における継続基準の積立水準の推移



(注) 3月末決算先のみを対象に集計しております。

<図5-②>規約型DB制度における継続基準の積立水準の推移



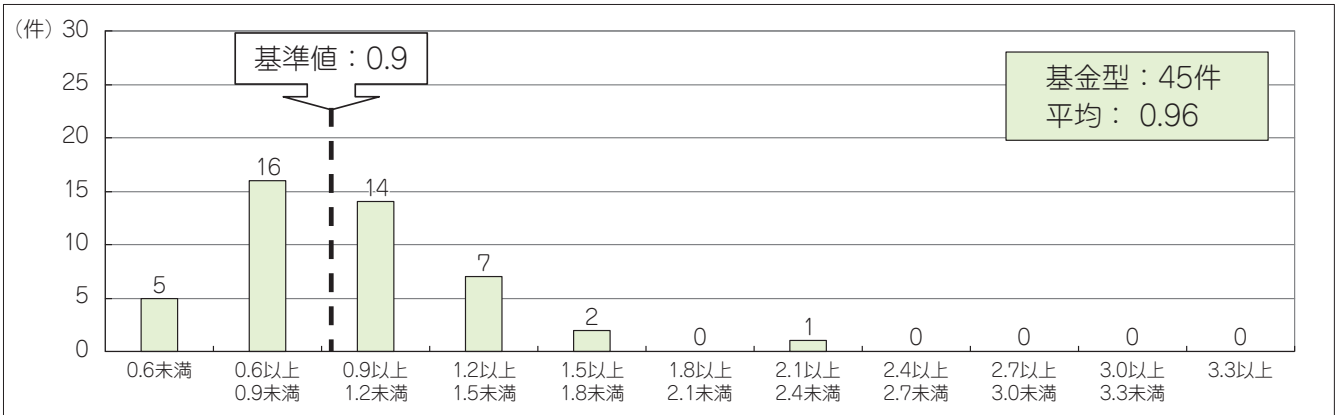
(注) 3月末決算先のみを対象に集計しております。

4. 非継続基準の積立比率について

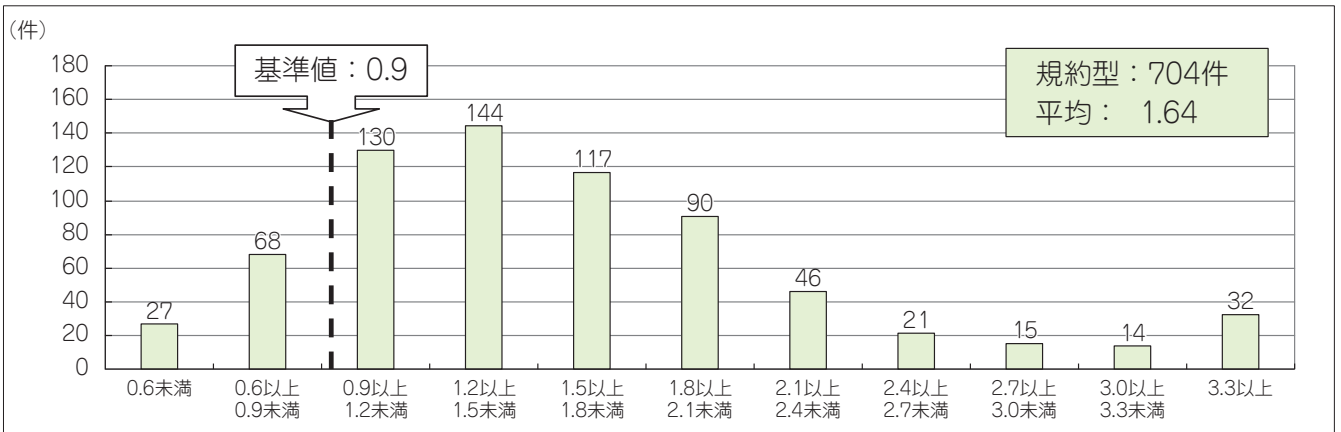
<図6-①>および<図6-②>は、非継続基準の積立比率（＝純資産額÷最低積立基準額）の分布状況です。この積立比率は、基準となる0.9を下回らないことが必要となります。基金型DB制度に比べて規約型DB制度の積立比率が比較的高くなっています。その要因の一つに、適格退職年金制度の給付を承継した制度の場合、承継した給付部分の最低積立基準額の一部を遅延認識し、平成29年3月31日までに未認識額を償却していく経過措置を適用している制度が多いことが挙げられます。しかし、当該経過措置では平成29年3月31日で未認識額がゼロになるため、経過措置を適用せずに最低積立基準額を用いて算出した積立比率についても併せて注目しておく必要があるといえます。また、平成23年7月14日にパブリックコメント手続きにより公開された財政運営基準の見直し案（「確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正について」）において、上記の基準値である0.9は、平成24年度以降、年0.02ずつ引上げられ、平成29年3月31日には、基準値が1.0となることが提示されており、今後の法令改正によっては、より厳正な財政運営が求められることとなります。

平成22年度を含めた直近5年間における非継続基準の積立比率の推移は、<図7-①>および<図7-②>の通りです。

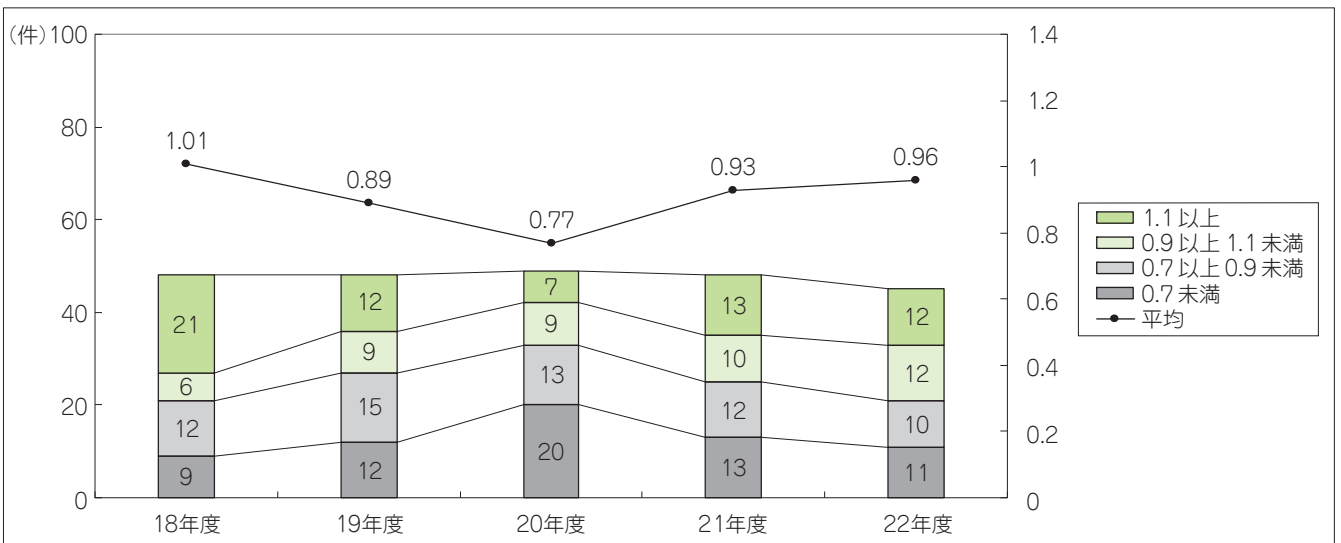
<図6-①> 基金型DB制度における非継続基準の積立水準の分布状況（平成23年3月末決算）



+ <図6-②> 規約型DB制度における非継続基準の積立水準の分布状況（平成22年9月末決算、平成22年12月末決算、平成23年3月末決算、平成23年6月末決算）

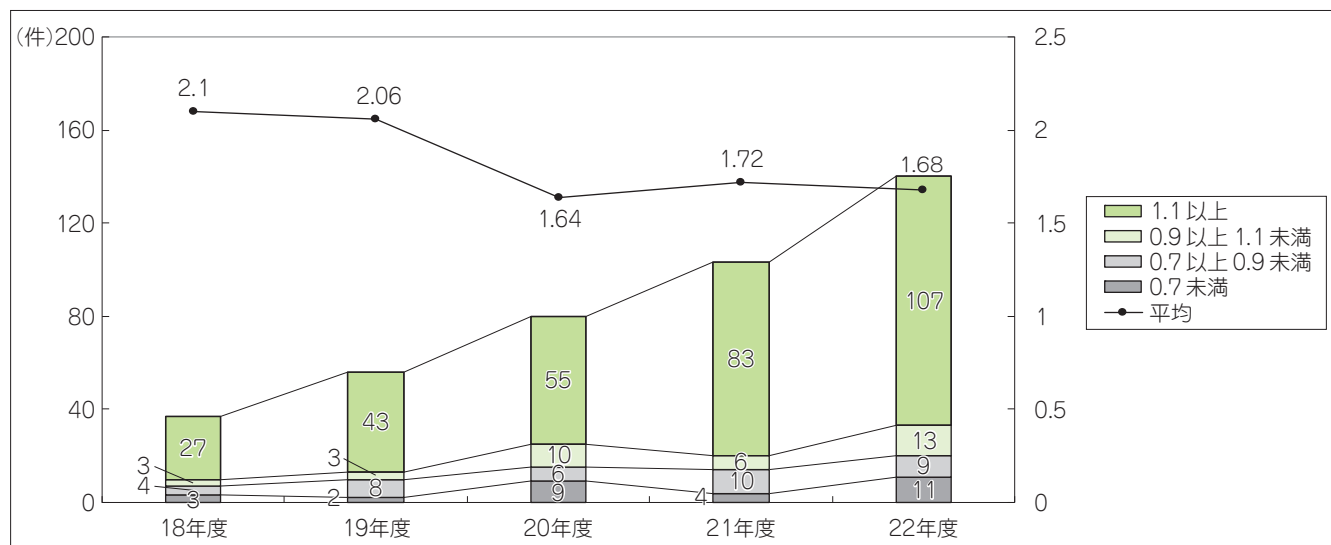


+ <図7-①> 基金型DB制度における非継続基準の積立水準の推移



(注) 3月末決算先のみを対象に集計しております。

<図7-②>規約型DB制度における非継続基準の積立水準の推移



(注) 3月末決算先のみを対象に集計しております。

5. おわりに

運用利回りの平均は、基金型DB制度で△1.00%、規約型DB制度で1.11%（DB制度へ移行後初回の決算先を除くと1.30%）となり、多くの制度において予定利率を下回る運用実績となっています。

過去の運用悪化局面においては、例えば、平成20年度決算における運用結果の悪化を踏まえ平成21年度に弾力化措置が講じられました。しかしながら、当該弾力化措置のうち掛金の引上げ猶予に関しては、平成24年3月31日で猶予期間が終了します。係る状況に鑑み、平成23年以降の国内外の運用環境の悪化等を踏まえた財政運営基準の見直しが予定されています。

当該見直しにおいては、運用環境の悪化等に伴う弾力化措置が講じられていますが、一方で、非継続基準の財政検証における積立比率の基準値の引き上げが検討されるなど、一層健全かつ安定的な財政運営を求められることとなると考えられます。

りそなコラム

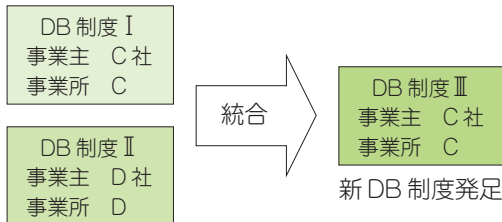
規約型確定給付企業年金制度における会社合併時の行政対応②

第20回のコラムのテーマは前回に引き続き、「規約型確定給付企業年金制度における会社合併時の対応」について、信託銀行の営業マン「Aさん」と、その上司「B部長」との間のディスカッションです。前回、B部長から「会社合併時の年金制度の行政（厚生労働省）対応は複雑なので、しっかりとお客様のニーズを把握してから提案書を作成するように」と言われたAさんは、C社とD社の会社合併（C社が存続）に関する行政手続きについて、考えられるパターンをまとめた資料を作成しました。今回は、AさんがB部長にその資料を見せるところからです。

Aさん：先日のC社とD社の合併について想定されるパターンをまとめました。合併と同時に年金制度の統合をする場合、次の①と②の2通りが考えられます。ちなみに、資料中の事業所は、すべて「厚生年金の適用事業所」です。

パターン①

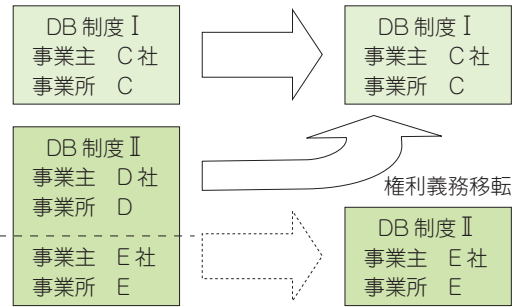
- ・C社とD社が合併し、合併と同時に年金制度を統合
- ・両社とも単独でDBを実施している場合



- <必要となる行政手続>
- ・統合承認申請

パターン②

- ・C社とD社が合併し、合併と同時に年金制度を統合
- ・C社は単独、D社はE社と共同でDBを実施している場合

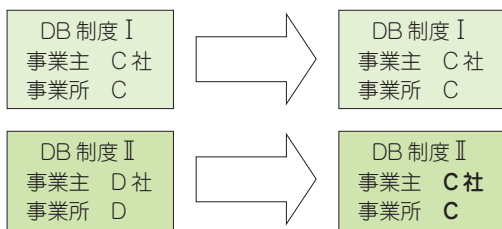


- <必要となる行政手続>
- ・権利義務の移転（承継）承認申請
 - ・規約変更の承認申請

Aさん：合併と同時に年金制度を統合しない場合は、以下の③④のパターンとなります。また、厚生年金の適用事業所を統合しない場合は、そのまま、別々の年金制度を継続できるので、それぞれのパターンを、さらに2つに分けて考える必要があります。その後、年金制度の統合の準備が整い次第、パターン①の統合承認申請を行うこととなります。

パターン③-1 事業所を統合する場合

- ・C社とD社が合併。年金制度の統合を検討しているが、合併と同時に年金制度を統合できない場合
- ・両社とも単独でDBを実施している場合

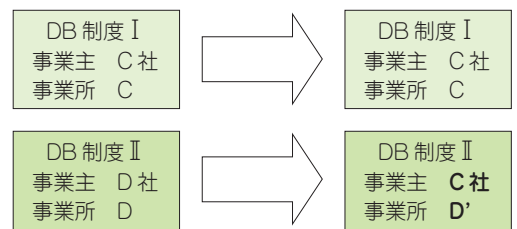


D社のDB制度をC社が承継
1年以内に年金制度の統合が必要

- <必要となる行政手続>
- ・地位の承継届
 - ・規約変更の承認申請又は届出

パターン③-2 事業所を統合しない場合

- ・C社とD社が合併。年金制度の統合を検討しているが、合併と同時に年金制度を統合できない場合又は別々に年金制度を存続させる場合
- ・両社とも単独でDBを実施している場合

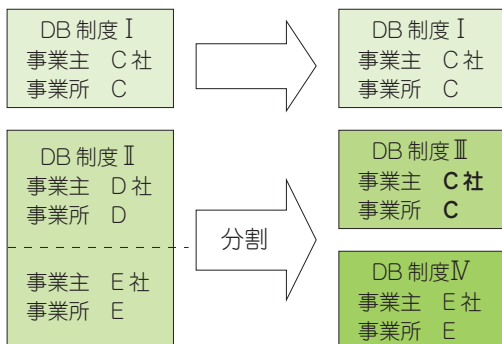


D社のDB制度をC社が承継

- <必要となる行政手続>
- ・地位の承継届
 - ・規約変更の承認申請又は届出

パターン④-1 事業所を統合する場合

- ・C社とD社が合併。年金制度の統合を検討しているが、合併と同時に年金制度を統合できない場合
- ・C社は単独、D社はE社と共同でDBを実施している場合

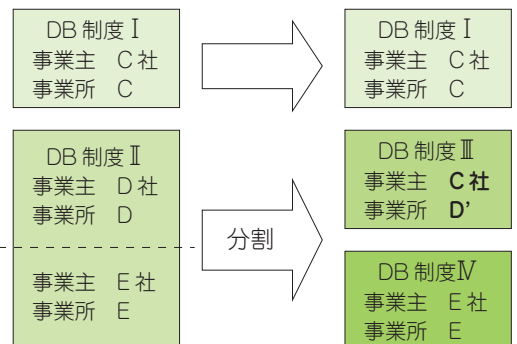


2つの新DB制度が発足
1年以内に年金制度の統合が必要

- <必要となる行政手続>
- ・分割承認申請

パターン④-2 事業所を統合しない場合

- ・C社とD社が合併。年金制度の統合を検討しているが、合併と同時に年金制度を統合できない場合又は別々に年金制度を存続させる場合
- ・C社は単独、D社はE社と共同でDBを実施している場合



2つの新DB制度が発足

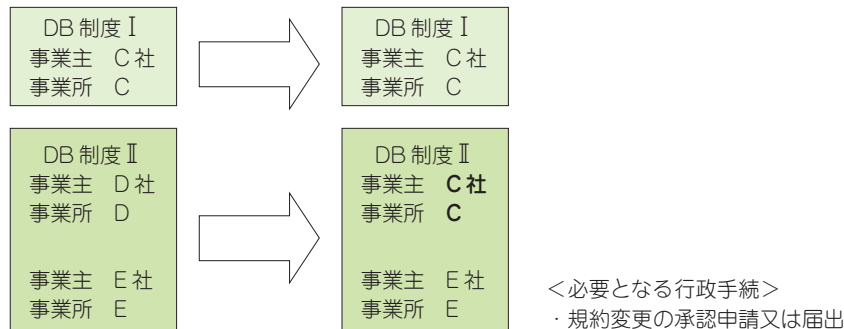
- <必要となる行政手続>
- ・分割承認申請

規約型確定給付企業年金制度における会社合併時の行政対応②

Aさん：先ほどのパターン④-1、④-2のようにD社とE社が共同で年金制度を実施している場合に、C社とD社の合併後も、C社とE社が共同でDBを実施することも可能です。この場合はパターン④-3となります。

パターン④-3

- ・C社とD社が合併。年金制度の統合を検討しているが、合併と同時に年金制度を統合できない場合又は別々に年金制度を存続させる場合
- ・C社は単独、D社はE社と共同でDBを実施している場合
- ・合併後もE社と共同でDBを実施する場合



B部長：パターンを分けて整理すると、何を確認しないといけないかがよく分かるね。

①②については、厚生年金の適用事業所を統合する前提となっているけど、事業所を統合しない場合も、大きな違いが無いことを触れておかないといけないよ。では、次の点をお客さまに確認したうえで、提案書を作成しよう。

- ・合併する会社が共同でDBを実施しているか、単独でDBを実施しているか。
- ・合併後に厚生年金適用事業所を統合するかどうか。
- ・C社、D社の現行の退職金の水準
- ・合併後の退職金の水準
- ・年金制度への移行割合

あと、④-3については、年金制度としては可能だけれど、C社が、C社と関係の無いE社と共同で年金制度を実施したいというニーズがあまり無いと考えられるので、提案書というより、ご参考情報としてお届けする程度でいいよ。

Aさん：わかりました、要点をお客さまに確認させていただいたうえで提案書を作成します。

(今回は、お客さまに提案書を提示するところからです。)

企業年金ノート No.523

平成23年11月 りそな銀行発行



信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟 TEL.03(6704)3384

りそな銀行ホームページでもご覧いただけます。

【<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/index.html>】

りそな銀行は、インターネットを利用して企業年金の各種情報を提供する「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

ご利用をご希望の場合は、年金信託部までお問い合わせ下さい。(TEL 06 (6268) 1813)

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00

※土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。